

質問書に対する回答

件名) 横浜新道 京浜管理事務所管内舗装補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	全般	現場環境改善費について計上されていないと考えてよろしいでしょうか。計上する場合、『市街地』と『市街地以外』どちらになりますか。ご教示ください。	現場環境改善費は計上していません。
2	全般	本工事の施工地域区分は『一般交通影響有り(1)』と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりにお考えください。
3	全般	本工事で使用する土木工事等単価ファイルおよび関東支社管内土木工事設計材料単価表は令和5年10月、建設物価・積算資料等各種見積単価の採用年月日は令和6年1月と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりにお考えください。
4	全般	本工事で使用するアスファルト混合物について、令和5年10月の関東支社管内土木工事設計材料単価表には特記仕様書P17の大粒径混合物、表層用混合物タイプAおよびレベリング層用混合物(FB5)の記載がありません。入札公告(説明書)のP5に記載されている資料の閲覧期間②(材料価格等)の材料価格で提示していただけないでしょうか。	本工事に必要となるアスファルト混合物の単価においては、資料の閲覧期間②(材料価格等)のとおり、本工事の主要な材料等価格を閲覧に付す予定です。
5	全般	本工事で使用するアスファルト混合物について、夜間割増単価をご提示願います。	関東支社管内土木工事設計材料単価表をご参照ください。

6	03_設計図 2/98	施工箇所番号DS-52～54について、レベリング工B-DS(夜)の数量がありません。仮舗装はしないと考えるよろしいでしょうか。仮舗装が発生する場合、協議の対象と考えるよろしいでしょうか。ご教示願います。	施工箇所番号DS-52～54について、設計図書に示すとおり、仮舗装は行いません。
7	03_設計図 2/98	施工箇所番号YS-15-4～6について、レベリング工B-YS(夜)の数量がありません。仮舗装はしないと考えるよろしいでしょうか。仮舗装が発生する場合、協議の対象と考えるよろしいでしょうか。ご教示願います。	施工箇所番号YS-15-4～6について、設計図書に示すとおり、仮舗装は行いません。
8	03_設計図 42/98	切削オーバーレイ工 D (t=25cm) -YS (仮舗装) について、仮舗装10cmを4cmと6cmの2層、上層路盤15cmを1層の3層施工と考えるよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
9	03_設計図 48/98	切削オーバーレイ工 D (t=24cm) -DS (仮舗装) について、仮舗装10cmを4cmと6cmの2層、上層路盤14cmを1層の3層施工と考えるよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
10	特記仕様書P17 19-5-4 材料及び基準	本工事で使用するアスファルト混合物について、高機能舗装Ⅱ型用混合物の仕上り密度をご提示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
11	特記仕様書P17 19-5-4 材料及び基準	本工事で使用するアスファルト混合物について、基層用遮水性アスファルト混合物の仕上り密度をご提示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
12	特記仕様書P17 19-5-4 材料及び基準	本工事で使用するアスファルト混合物について、大粒径混合物の仕上り密度をご提示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。

13	特記仕様書P17 19-5-4 材料及び基準	本工事で使用するアスファルト混合物について、表層用混合物タイプAの仕上り密度をご提示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
14	特記仕様書P17 19-5-4 材料及び基準	本工事で使用するアスファルト混合物について、レベリング層用混合物（FB13）の仕上り密度をご提示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
15	特記仕様書P17 19-5-4 材料及び基準	本工事で使用するアスファルト混合物について、レベリング層用混合物（FB5）の仕上り密度をご提示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
16	特記仕様書P24 19-9 交通規制工	交通規制工について、横浜新道（YS）および第三京浜道路（DS）の日当り断面交通量は全区間15,000以上70,000台未満で積算されていると考えてよろしいでしょうか。もし異なる場合は区間毎の日当り断面交通量をご提示願います。	横浜新道（YS）および第三京浜道路（DS）の日当り断面交通量は、全区間70,000以上とお考えください。
17	特記仕様書P24 19-9 交通規制工	交通規制工について、交通規制内の実働時間が8時間未満になる場合、交通監視員の計上方法について下記のどの組み合わせとなるかご教示願います。 ①交通規制工に設置撤去時間を計上、交通保安要員で1日分（3.5時間以上なので）を計上②交通規制工に設置撤去時間を計上、交通保安要員で規制工計上時間を控除して計上（例 8-2=6時間計上）③交通規制工で計上せず、交通保安要員で1日分（3.5時間以上なので）を計上④その他（この場合は交通監視員の計上方法をご教示願います。）	令和5年度版土木工事積算基準第25編交通規制を参照ください。
18	特記仕様書P26 19-9 交通保安要員	交通保安要員について、実働時間3.5時間未満および8時間未満の単価がありますが、それらの交通保安要員は交通保安要員の単価で半日分または1日分として扱うのでしょうか。ご教示願います。	実働時間3.5時間未満を半日、3.5時間以上を1日分としてお考えください。
19	特記仕様書P33～34 19-16 工事案内設備工 看板設置撤去	看板設置撤去について、土木工事積算基準に施工歩掛がないと考えられます。箇所あたりの施工歩掛をご提示願います。また、もし見積採用であれば、見積単価をご提示願います。	貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上してください。

20	特記仕様書P33～34 19-16 工事案内設備工 横断幕設置撤去	横断幕設置撤去について、土木工事積算基準に施工歩掛がないと考えられます。箇所あたりの施工歩掛をご提示願います。また、もし見積採用であれば、見積単価をご提示願います。	貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上してください。
21	03_設計図31/98	平面図(20)のDS-56について、DS56-4, 5, 6, 10, 11, 12の区間に限り特記仕様書P13の切削オーバーレイ工E (t = 4 cm) であり表層用混合物タイプAを舗設するようになっておりますが、前後の区間と同じ高機能舗装Ⅱ型用混合物ではない理由を教えてくださいませんか。	将来補修計画を踏まえ、表層用混合物タイプAを舗設する計画としています。
22	03_設計図88/98	一車線規制 III×1×0×5・A3-DS (夜) について、首都高管内の標識車(4t車標準)とありますが、4t標識車の標準的な損料がないと思われます。4t標識車の損料は見積採用でしょうか。もし見積採用なら損料をご提示願います。	貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上してください。
23	03_設計図88/98	一車線規制 III×1×0×5・A3-DS (夜) について、首都高管内の標識車(4t車標準)とありますが、4t標識車の考えられている運転1時間当たりの燃料消費量(l/h)をご提示願います。	貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上してください。